

常陸太田市過疎地域持続的発展計画

《令和3年度～令和7年度》

茨城県常陸太田市

令和3年9月

はじめに

1. 趣旨

本市は、平成 16 年 12 月 1 日に常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同水府村、同里美村が合併し、新生「常陸太田市」となりましたが、これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第 2 条の規定に基づく過疎地域に指定されていた旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の地域が、合併後も同法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされたことから、過疎地域自立促進計画を策定し、過疎地域の生活基盤や情報基盤の整備、医療の確保、地域資源を活かした産業の振興等を推進してきました。

令和 3 年 4 月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき本計画を策定するものです。

2. 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 44 条第 4 項の規定により、過疎地域とみなされる旧水府村、旧里美村を対象とします。

なお、旧金砂郷町については、過疎地域から除外されることとなりましたが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第 7 条の規定に基づき、旧金砂郷町に対する経過措置期間があるため、本計画に記載します。

《目 次》

1	基本的な事項.....	1
	(1) 常陸太田市の概況.....	1
	(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
	(3) 行財政の状況.....	8
	(4) 持続的発展の基本方針.....	14
	(5) 持続的発展のための基本目標.....	15
	(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	16
	(7) 計画期間.....	16
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	18
3	産業の振興.....	20
4	地域における情報化.....	29
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	30
6	生活環境の整備.....	35
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	39
8	医療の確保.....	43
9	教育の振興.....	45
10	集落の整備.....	48
11	地域文化の振興等.....	49
12	再生可能エネルギーの利用の推進.....	51
	過疎地域持続的発展特別事業.....	52

1 基本的な事項

(1) 常陸太田市の概況

ア 自然条件の概要

本市は、茨城県の北部に位置し、東は高萩市・日立市、西は常陸大宮市・大子町、南は那珂市、そして北は福島県矢祭町・塙町にそれぞれ接しています。

市域は、南北約 40km、東西 15km の広がりを持ち、総面積が 371.99k m² (茨城県全体の 6.1%) で、茨城県で一番広大な面積を有しています。

地勢は、久慈川の支流である浅川、山田川、里川が南流し、これらの河川沿いに肥沃な水田地帯が広がっています。また、市の北部は山岳地帯で、阿武隈山系の一部がたおやかな稜線を形成しています。

気候は太平洋型であり、年間平均気温が約 15℃と四季を通じて比較的温暖ですが、北部地域においては冬季に積雪を見ることがあります。

そうした自然的条件を活かして、旧金砂郷町の地域では「常陸秋そば」の発祥地として、香り、風味、甘味とも高い評価を受ける良質のそばの栽培が行われています。

また、旧水府村の地域は、林業や畜産、こんにゃく、葉タバコ、そば等の地場産業で栄えてきましたが、平成 6 年に完成した竜神大吊橋周辺が、豊かな自然に囲まれた癒しの空間として、県北地域の観光拠点となっています。

さらに、旧里美村の地域では、美しい自然や溪流、プラトーさとみ、風力発電施設等、豊かな自然資源を活かした観光や農林業等によるまちづくりが進められています。

イ 歴史的条件の概要

本市は、縄文・弥生時代から地域の中心地として栄え、平安時代の末からは、奥七郡など県北地方一帯を支配した常陸の豪族、佐竹氏の本拠地として約 470 年間繁栄しました。

江戸時代に入ると、徳川光圀公が晩年を過ごした西山荘や水戸徳川歴代藩主の墓所である瑞龍山、第 11 代藩主昭武公の山荘天竜院等に代表されるように水戸藩の所領として発展し、さらに明治時代には郡役所が設置され、水戸から棚倉まで 21 里 17 町にわたる棚倉街道における商業の中心地として栄えました。

後に、明治・昭和の合併を経て、平成 16 年 12 月 1 日には、常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同水府村、同里美村が合併し、新しい「常陸太田市」が誕生しました。

また、平安時代に始まった日本最大級の磯出の祭事「金砂神社磯出大祭礼」が、72 年ごとに一度も絶えることなく続いているなど、歴史と文化の風情が漂うまちです。

ウ 社会的経済的条件の概要

① 交通

本市は、北部を国道 461 号が、南部を国道 293 号がそれぞれ東西に横断するとともに、国道 349 号が南北に縦断しており、これらに主要地方道、一般県道及び市道等の生活道路が接続することにより骨格的道路網を形成しています。

また、本市の東部から南部にかけて常磐自動車道が走り、南部には日立南太田インターチェンジがあるほか、那珂インターチェンジや日立中央インターチェンジへのアクセスも容易です。

さらに、鉄道については、JR水郡線（市内3駅）で県都水戸市と結ばれています。地域の交通手段については、路線バスが市の中心街と金砂郷地域、水府地域、里美地域を結ぶ生活交通路線として運行されている他、市民バスや予約型乗合タクシー等を市が運行し、住民の足の確保に努めています。

② 産 業

本市の産業は、水稻や果樹・特用林産物の生産、畜産、淡水魚の養殖等の農林水産業や自然を活かした観光等を中心に発展してきましたが、年々第1次産業への就業者数が減少の一途をたどり、第3次産業への就業者数が増加してきています。

農業では、久慈川やその支流である浅川、山田川、里川沿いに肥沃な水田が開け、上質なコシヒカリの産地となっており、地域産業の中核を担っています。また、本市は、ぶどうや梨等の果樹の産地でもあり、北部の山間部は、露地野菜の栽培に加え、全国に誇ることのできる常陸秋そばの産地になっていますが、労働力不足が課題のため、担い手の確保施策等を進めています。

林業においては、本市は森林面積が多く、スギ・ヒノキ等を中心に植林が行われており、製材所やプレカット工場等もありますが、零細な事業所が多くなっています。北部地域では、きのこ等の特用林産物の生産が行われています。

畜産業では、乳用牛、肉用牛等の飼育が行われています。

水産業においては、久慈川の支流の浅川、山田川、里川等が天然の淡水魚の宝庫となっており、里美地域ではイワナやヤマメ等の養殖が行われています。

工業では、金砂郷地域に宮の郷工業団地が整備されており、雇用の場の創出のため、引き続き企業誘致の取組みを進めています。

商業においては、ほとんどが小規模零細な事業者で、経営者の高齢化や後継者不足が進み、また、車社会の進展等により消費人口の流出が続いていることから、兼業化や廃業が進み、店舗数、従業者数、商品販売額ともに減少傾向を示しています。

エ 過疎の状況

本市における過疎の状況については、昭和35年以降、若年労働人口の流出が加速化する傾向を示したため、昭和45年に旧水府村及び旧里美村が過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、さらに昭和55年の過疎地域振興特別措置法において旧金砂郷町が地域指定を受けて以来、過疎地域活性化特別措置法（平成2年）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年）に基づき、50年以上にわたりその過疎対策に取り組んできました。

平成16年12月1日の合併により新「常陸太田市」となりましたが、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定により、旧金砂郷町、旧水府村及び旧里美村の地域が合併後も過疎地域とみなされたので、新市の一体性を確保するとともに、過疎地域が継続して発展していくため、法の適用を受けて地域の資源を活かした農林業の振興や健康で安心して暮らすための生活基盤の整備等に努めてまいりました。

令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、旧水府地区及び旧里美地区は引き続き過疎地域とみなされましたが、旧金砂郷地区については過疎地域から除外されることとなりました。

オ 過疎対策の状況

本市の過疎対策の取組みについては、過疎地域自立促進特別措置法に基づく自立促進計画によって、合併後における地域の均衡ある発展を目指して、地域の特性に配慮した施策の推進に努めてきました。

産業の振興では、農林業の基盤整備や経営近代化施設の整備等を進めるとともに、農産物加工施設等の整備による地場産業の振興や常陸秋そばオーナー制等による特産品のブランド化、さらには、観光・レクリエーションの振興等に努めてきました。特に、観光・レクリエーションの振興では、竜神大吊橋周辺の整備、温泉保養センターや里美ふれあい館の整備、常陸秋そばフェスティバル等各種イベントの開催等を行ってきました。また、県や民間事業者と連携して工業団地への企業誘致を進めてきました。

交通通信体系の整備では、広域幹線となる国道 349 号や 461 号、常陸那珂港山方線・常陸太田大子線・常陸太田那須烏山線・日立山方線・北茨城大子線・十王里美線等の主要地方道や一般県道等の整備促進を図るとともに、地域住民の生活道路である市道や農道、林道の整備を計画的に進めてきました。また、情報化への取組みでは、移動通信用鉄塔施設や消防防災無線通信施設の整備等を行ってきました。

生活環境の整備では、水道（上水道）及び簡易水道の施設整備、特定環境保全公共下水道や農業集落排水の施設整備、戸別合併処理浄化槽の設置、さらには、消防車両や防火水槽等消防施設の整備を進めてきました。

高齢者等の保健及び福祉の向上・増進では、高齢者生産活動センターの活動を支援するとともに、放課後児童クラブの施設整備や幼児バスの運行等により子育て環境の向上に努めました。

医療の確保については、県北西部地域の中核病院である常陸大宮済生会病院の運営支援を図るとともに、地域医療の充実のため公設の診療施設（天下野診療所・里美歯科診療所）の維持運営等を行ってきました。

教育の振興では、小・中学校の改築・改修や統合整備等を進めるとともに、幼稚園・小・中学校の統廃合に伴い遠距離から通園・通学している幼稚園児や小・中学生に対してバス運行や定期代助成等の支援を行ってきました。

地域文化の振興については、県・市指定天然記念物の樹木や里美イワナ等の保護事業を行ってきました。また、地域の文化財や住人を活用し、指定文化財の公開事業やエコミュージアム推進事業を行ってきました。

集落の整備では、地域への定住促進を図るために、里美地域において宅地販売事業を行いました。

また、地域のコミュニティの促進を図るために、町会活動を支援する事業を行ってきました。

その他、地域の自立促進を図るための取組みとして、里美地域の豊かな自然資源を活かした協働の森林（杜）づくり事業や風力発電事業等を進めてきました。

カ 社会経済的発展の方向

地方分権社会に的確に対応し、より高度な行政サービスを提供することを目指して、平成 16 年 12 月に新「常陸太田市」が誕生しましたが、以来、それぞれの地域が進めてきたまちづくりを尊重しながら、「新市建設計画（合併まちづくり計画）」の考え方にに基づき新市の一体的な発展を目指してきました。

一方、常陸太田市の財政は、経常収支比率が高いことによる財政の硬直化さらには地方交付税や国県支出金等への依存度が高いなど大変厳しい現実に直面しており、また、人口が減少に転じ、生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加等の現象も顕著に見られるようになる中で自立した地域づくりが課題となっています。本市の特性を活かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、引き続き持続可能で自立したまちづくりを目指すため、平成 29 年 3 月、令和 8 年度を目標年次とする「常陸太田市第 6 次総合計画」を策定しました。

市の将来像「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田～子育て上手のその先へ 更なる魅力の創造～」の実現を図ろうとするもので、以下 3 つの基本目標を定めています。

- 1 安心して働くことのできる仕事の間づくり
- 2 夢を育み健やかに生きるひとづくり
- 3 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり

金砂郷地域、水府地域及び里美地域の地域づくりにおいては、それぞれの地域がもつ自然、歴史、生活・文化等の地域資源や農林水産業、観光等を有機的に結びつけることにより魅力あるまちづくりを進めていくことが求められており、そのためには、常陸太田市第 6 次総合計画や新市建設計画（合併まちづくり計画）等との整合性を図りながら、それぞれの地域の総合的な振興策を図っていく必要があります。

特に、過疎地域を含めて本市が将来に向けて着実に発展していくためには、深刻な課題である少子化対策、人口減少対策、交流人口増による地域活力の創出、さらには基幹産業である農業をはじめとする産業の活性化等に重点的に取り組む必要があります。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

過疎とみなされる地域（以下「過疎地域」または「本地域」という。）の人口は、平成 27 年国勢調査では、7,837 人です。昭和 35 年から平成 27 年の 55 年間の人口の推移では 59.4%の人口減となっています。

過疎地域の年齢別人口をみると、0～14 歳の年少人口は、昭和 35 年の 7,326 人から平成 27 年の 535 人へと 92.7%減少しています。

15～64 歳の生産年齢人口についても、昭和 35 年の 10,274 人から平成 27 年の 3,945 人へと 61.60%減少しています。

年齢別にみると全体的には人口が減少している中で、65 歳以上の高齢者が増加しています。昭和 35 年には 1,704 人でしたが平成 27 年には 3,356 人であり、1.97 倍になっています。高齢者比率は、昭和 35 年には 8.83%でしたが、平成 27 年には 42.82%となり人口の約 4 割を 65 歳以上の高齢者が占めています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) : 過疎地域 (旧水府村・旧里美村) (単位: 人、%)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	19,304	13,791	-28.56%	11,710	-15.09%	10,027	-14.37%	7,837	-21.84%
0 歳～14 歳	7,326	3,011	-58.90%	1,899	-36.93%	1,082	-43.02%	535	-50.55%
15 歳～64 歳	10,274	8,933	-13.05%	7,167	-19.77%	5,333	-25.59%	3,945	-26.03%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	3,440	2,689	-21.83%	1,588	-40.94%	1,209	-23.87%	775	-35.90%
65 歳以上(b)	1,704	1,847	8.39%	2,644	43.15%	3,612	36.61%	3,356	-7.09%
(a)/総数 若年者比率	17.82%	19.50%	-	13.56%	-	12.06%	-	9.89%	-
(b)/総数 高齢者比率	8.83%	13.39%	-	22.58%	-	36.02%	-	42.82%	-

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) : 特定市町村 (旧金砂郷町) (単位: 人、%)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	14,748	11,310	-23.31%	10,424	-7.83%	11,166	7.12%	9,936	-11.02%
0 歳～14 歳	5,181	2,269	-56.21%	1,641	-27.68%	1,557	-5.12%	1,052	-32.43%
15 歳～64 歳	8,369	7,522	-10.12%	6,512	-13.43%	6,419	-1.43%	5,643	-12.09%
うち 15 歳 ～29 歳(a)	3,075	2,369	-22.51%	1,593	-32.76%	1,531	-3.89%	1,199	-21.69%
65 歳以上(b)	1,198	1,519	26.79%	2,271	49.51%	3,190	40.47%	3,238	1.50%
(a)/総数 若年者比率	20.73%	20.95%	-	15.28%	-	13.71%	-	12.07%	-
(b)/総数 高齢者比率	8.12%	13.43%	-	21.79%	-	28.57%	-	32.59%	-

常陸太田市全体でみても、昭和 35 年には 72,593 人で、平成 27 年は 52,294 人となっており、27.96% の人口減となっています。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査) : 常陸太田市 (単位 : 人、%)

区分	昭和 35 年		昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	72,593	60,423	-16.76%	59,758	-1.10%	59,802	0.07%	52,294	-12.55%	
0 歳～14 歳	24,407	13,300	-45.51%	10,503	-21.03%	7,952	-24.29%	4,975	-37.44%	
15 歳～64 歳	42,370	39,656	-6.41%	38,171	-3.74%	35,959	-5.79%	29,533	-17.87%	
うち 15 歳～29 歳 (a)	15,853	12,802	-19.25%	9,804	-23.42%	8,496	-13.34%	6,353	-25.22%	
65 歳以上 (b)	5,816	7,467	28.39%	11,084	48.44%	15,891	43.37%	17,745	11.67%	
(a)/総数 若年者比率	21.84%	21.19%	-	16.41%	-	14.21%	-	12.15%	-	
(b)/総数 高齢者比率	8.01%	12.36%	-	18.55%	-	26.57%	-	33.93%	-	

表 1-1 (2) 人口の見通し : 常陸太田市 (全域) (単位 : 人)

	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)
常陸太田市 (全域)	48,300	46,400	44,500	42,600	40,700	38,800	36,900	35,000	33,000

イ 産業の推移と動向

過疎地域の就業者数は、平成 27 年現在 3,519 人であり、昭和 35 年と比較して 64.06% の減少となっています。

産業別にみると、第 1 次産業の就業人口は、昭和 35 年当時は就業者総数の 71.9% を占めていましたが、平成 27 年現在では、14.5% まで減少しています。

第 2 次産業の就業人口は、平成 27 年現在の就業人口総数に占める割合が 32.7% で、平成 2 年までは増加してきましたが、その後は減少傾向を示しています。

第 3 次産業の就業人口は、平成 27 年現在の就業人口総数に占める割合が 52.8% で、増加傾向が続いています。

産業別の比較でみると、昭和 50 年までは第 1 次産業就業人口がもっとも大きな割合を占めていましたが、平成 2 年からは第 2 次産業就業人口の割合が、そして平成 17 年からは第 3 次産業就業人口の割合がもっとも高くなっています。

■過疎地域（旧水府村・旧里美村）の産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,791	7,573	-22.65%	6,468	-14.59%	5,011	-22.53%	3,519	-29.77%
第 1 次産業 就業人口比率	71.90%	43.22%	-	26.95%	-	24.01%	-	14.50%	-
第 2 次産業 就業人口比率	12.63%	32.30%	-	39.33%	-	30.43%	-	32.70%	-
第 3 次産業 就業人口比率	15.46%	24.42%	-	33.67%	-	45.48%	-	52.80%	-

■特定市町村（旧金砂郷町）の産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,984	6,469	-18.98%	6,114	-5.49%	5,726	-6.35%	4,670	-18.44%
第 1 次産業 就業人口比率	75.91%	47.32%	-	31.39%	-	21.74%	-	10.54%	-
第 2 次産業 就業人口比率	11.42%	27.42%	-	33.02%	-	28.75%	-	29.64%	-
第 3 次産業 就業人口比率	12.64%	25.14%	-	35.57%	-	49.44%	-	57.30%	-

■常陸太田市の産業別人口の動向（国勢調査）

（単位：人、％）

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	37,846	32,307	-14.64%	32,192	-0.36%	29,654	-7.88%	24,133	-18.62%
第 1 次産業 就業人口比率	60.80%	35.30%	-	21.30%	-	15.50%	-	8.60%	-
第 2 次産業 就業人口比率	17.30%	29.70%	-	35.10%	-	28.50%	-	28.30%	-
第 3 次産業 就業人口比率	21.90%	34.90%	-	43.60%	-	55.80%	-	63.00%	-

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 19 年 4 月に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、国の役割分担の明確化や地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することが求められています。また、提供すべき行政サービスは多様化・高度化してきていますが、財政状況の見通しは、決して明るいものではありません。

このような中で、地方分権にふさわしい行政運営を展開するためには、行財政基盤の強化が不可欠であり、組織の再編と行政運営の見直し等により、的確かつ効率的な施策及び事業の達成をめざす必要があります。

本市は、平成 16 年 12 月 1 日に 1 市 1 町 2 村が合併をし、以来、それぞれの庁舎を住民サービスのために活用しています。それぞれの地域住民が身近な場所できめ細かな住民サービスが受けられるよう、利便性がよく効率的な施設の運営を図るとともに、情報通信技術等を最大限に活用しながら、サービス水準の維持・向上に努めています。

一方、多様化する住民ニーズに対応した自主的・自立的なまちづくりが求められる中で、効率的・効果的な施策及び事業の達成を果たすためには、行政主導の運営から、住民との信頼関係を構築することによる公正かつ透明性の高い行政運営を実現することが強く求められています。

イ 財政の状況

本市の財政規模は、令和元年度の普通会計歳入決算額では 266 億 2,558 万円で、平成 27 年度に比べて 6.4%増加しています。これは、令和元年の東日本台風による被害対応等で、特別交付税が 8 億 4,698 万 7 千円の増となったことによります。

歳入のうち自主財源である市税は、54 億 1,098 万 3 千円で、歳入全体に占める割合は 20.2%であり、本市の財政は、地方交付税 (36.5%)、国庫支出金 (12.2%)、県支出金 (5.8%)、地方債 (7.8%) に大きく依存しています。また、一般財源の歳入全体に占める割合は 62.4%となっています。

令和元年度の普通会計歳出決算額は 248 億 5,849 万 3 千円で、平成 27 年度に比べて 3.4%増加しています。

歳出のうち投資的経費は 44 億 1,644 万 1 千円で、歳出全体に占める割合は 17.8%であり、このうち普通建設事業費が 40 億 8,925 万 1 千円で 16.5%を占め、うち単独事業費は 15 億 8,847 万 1 千円で 6.4%となっています。

また、義務的経費は 106 億 1,566 万 6 千円で、歳出全体に占める割合は 42.7%であり、平成 27 年度に比べて 2.4%減少しています。

令和元年度末の地方債の現在高は 184 億 1,951 万 5 千円であり、計画的に借入れを抑制してきた結果、平成 27 年度に比べて 24 億 4,284 万 3 千円減少していますが、今後は、東部地区区画整理事業等の大型ハード事業の実施により増加することが見込まれます。

令和元年度決算における実質公債費比率や将来負担比率といった財政の健全化を表す指標は基準の範囲内にあるとともに、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は 91.3%で、類似団体と比べて 1.5%低い状況にあります。しかしながら、今後も生産年齢人口の減少による地方税収入の減少等により、厳しい財政状況が予想されます。

このような中、産業の振興と雇用の創出、買い物環境の整備等による定住の促進や、高齢者の健康寿命の延伸を目指していくなどの施策を展開するためには、自主財源の確保に努めるとともに、義務

的経費等の経常経費の節減と合理化を図り、持続可能な行財政運営を行う必要があります。

■ 常陸太田市の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	25,714,878	25,021,222	26,625,580
一般財源	16,729,943	16,795,391	16,607,131
国庫支出金	3,366,771	2,779,633	3,240,631
都道府県支出金	1,247,287	1,291,541	1,544,579
地方債	1,860,500	1,878,200	2,079,370
うち過疎債	303,700	705,900	732,800
その他	2,510,377	2,276,457	3,153,869
歳出総額 B	24,820,294	24,037,584	24,858,493
義務的経費	11,578,505	10,843,184	10,615,666
投資的経費	4,332,456	3,564,668	4,416,441
うち普通建設事業	4,296,931	3,543,918	4,089,251
その他	8,909,333	9,629,732	9,826,386
過疎対策事業費	356,703	1,034,376	1,076,933
歳入歳出差引額 C=A-B	894,584	983,638	1,767,087
翌年度に繰越すべき財源 D	179,491	149,530	649,715
実質収支 C-D	715,093	834,108	1,117,372
財政力指数	0.43	0.41	0.41
公債費負担比率	17.5	15.0	11.0
実質公債費比率	10.8	5.3	1.9
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	91.5	89.8	91.3
将来負担比率	40.5	-	-
地方債現在高	24,229,839	20,862,358	18,419,515

※経常収支比率については、減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源に含めた比率

■旧金砂郷町の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	5,275,928	4,677,230
一般財源	3,738,393	3,111,045
国庫支出金	223,974	133,426
都道府県支出金	325,218	227,695
地方債	451,600	565,100
うち過疎債	284,400	175,800
その他	536,743	639,964
歳出総額 B	5,133,317	4,420,795
義務的経費	1,656,162	1,664,794
投資的経費	1,451,279	655,790
うち普通建設事業	1,444,645	655,790
その他	2,025,876	2,100,211
過疎対策事業費	1,780,681	829,791
歳入歳出差引額 C=A-B	142,611	256,435
翌年度に繰越すべき財源 D	30,560	53,753
実質収支 C-D	112,051	202,682
財政力指数	0.27	0.30
公債費負担比率	14.6	14.4
起債制限比率	6.2	6.7
経常収支比率	75.1	85.2
地方債現在高	4,255,525	4,433,050

■旧水府村の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	4,238,768	4,661,700
一般財源	2,709,803	2,206,827
国庫支出金	65,575	150,366
都道府県支出金	423,496	322,950
地方債	365,800	1,102,100
うち過疎債	264,800	362,200
その他	674,094	879,457
歳出総額 B	4,059,198	4,531,106
義務的経費	1,437,552	1,457,858
投資的経費	1,183,734	1,592,957
うち普通建設事業	1,177,644	1,592,957
その他	1,437,912	1,480,291
過疎対策事業費	1,003,339	1,453,718
歳入歳出差引額 C=A-B	179,570	130,594
翌年度に繰越すべき財源 D	30,892	3,255
実質収支 C-D	148,678	127,339
財政力指数	0.20	0.22
公債費負担比率	15.5	16.3
起債制限比率	6.6	8.1
経常収支比率	80.4	87.5
地方債現在高	3,679,063	4,544,411

■旧里美村の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	3,476,793	3,434,422
一般財源	2,359,441	1,891,414
国庫支出金	105,422	114,012
都道府県支出金	403,107	361,926
地方債	292,800	531,400
うち過疎債	202,800	262,000
その他	316,023	535,670
歳出総額 B	3,274,720	3,309,759
義務的経費	1,140,109	1,106,736
投資的経費	974,531	964,883
うち普通建設事業	961,336	957,683
その他	1,160,080	1,238,140
過疎対策事業費	433,133	596,648
歳入歳出差引額 C=A-B	202,073	124,663
翌年度に繰越すべき財源 D	0	499
実質収支 C-D	202,073	124,164
財政力指数	0.17	0.20
公債費負担比率	15.1	14.0
起債制限比率	6.5	6.7
経常収支比率	79.1	87.3
地方債現在高	2,484,842	2,772,388

ウ 施設整備状況

過疎地域の主要な公共施設の整備状況については、市道が 488.6km に対し改良率は過疎地域 11.5%、舗装率は 56.1%であり、まだ整備を要する道路が多くあります。

水道（上水道）・簡易水道は、安全・安心な水道水を安定供給するため、老朽化した配水管等の更新や施設の機能強化を実施し、過疎地域の水道普及率は 99.0%、特定市町村の水道普及率は 98.9%となっています。

汚水処理は、快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全のため、特定環境保全公共下水道や農業集落排水の整備、戸別合併処理浄化槽の整備を計画的に実施し、過疎地域の水洗化率は 87.6%、特定市町村の水洗化率は 75.1%まで上昇しました。

■過疎地域（旧水府村・旧里美村）の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道改良率 (%)	1.1	5.0	5.9	6.8	11.5
市道舗装率 (%)	8.5	24.6	30.8	34.1	56.1
農道延長(m)	—	—	—	4,377	—
耕地 1haあたり農道延長(m)	—	—	—	—	—
林道延長(m)	—	—	—	—	56,340
林野 1haあたり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	94.1	99.1	99.0
水洗化率 (%)	—	—	—	—	87.6
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	1.45	1.18	0.55	0.65	0.83

■特定市町村（旧金砂郷町）の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道改良率 (%)	3.9	17.6	20.7	23.9	40.6
市道舗装率 (%)	7.3	21.3	26.7	29.6	48.6
農道延長(m)	—	—	—	21,372	882
耕地 1haあたり農道延長(m)	—	—	—	—	—
林道延長(m)	—	—	—	—	5,357
林野 1haあたり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	96.7	97.9	98.9
水洗化率 (%)	—	—	—	—	75.1
人口千人あたり病院、診療所の病床数(床)	1.7	1.8	1.6	1.7	1.9

■常陸太田市の主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市道改良率 (%)	4.9	15.9	19.6	22.3	31.5
市道舗装率 (%)	8.6	29.5	35.6	39.8	55.5
農道延長(m)	—	—	—	27,330	2,216
耕地 1ha当たり農道延長(m)	6.9	2.5	5.0	—	—
林道延長(m)	—	—	—	62,708	62,708
林野 1ha当たり林道延長(m)	9.4	9.4	12.3	—	—
水道普及率 (%)	79.9	94.2	97.0	98.9	98.9
水洗化率 (%)	—	—	73.8	65.3	88.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	6.2	6.1	3.3	3.6	4.1

(4) 持続的発展の基本方針

本市の過疎地域では、約 50 年間にわたり、地域の特色を活かしながら過疎地域自立促進特別措置法等に基づく各計画により、生活環境の整備、公共施設の整備や産業の振興等、地域の自立に向けた取組みを進めてきました。

しかし、若年層の地域外への流出や少子高齢化の進行、それらに伴う森林・農地等の荒廃等、地域活力が低下してきています。

また、基幹産業である農林業が停滞し、新規企業の立地も難しい現状にありますが、一方では、高度情報化の進展や生活圏の広域化等により、行政ニーズが多様化してきています。

これらの諸課題に適切に対応しつつ、過疎地域の持続可能な社会構造の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、以下のとおり、各事業を推進します。

- ① 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、人口減少の抑制につなげるため、住宅取得者や新婚家庭に対する助成、空き家のリフォームに対する助成等の支援を行い、市外からの移住・定住を推進します。また、地域間交流として、姉妹・友好都市交流や民泊による教育旅行等を促進することにより、地域の活力・魅力向上や、交流・関係人口の拡大を図ります。
- ② 産業の振興については、基幹産業である農林業の振興を図るため、引き続き生産基盤の整備を進めるとともに、農地の集積・集約化を行います。また、次世代を担う若手農業者や農業法人等と連携し、新たな担い手づくりや事業継承を進めるとともに、農畜産物等地場産物の高付加価値化・ブランド化を進めます。商工業については、市内商工業者への経営支援や新たなビジネスの促進施策等により、商工業の維持に向けた取組みを進めるとともに、工業団地等への企業誘致を進めます。観光の振興については、観光施設の充実・ネットワーク化を図るとともに、各種観光イベント等の開催及び情報の受発信機能の強化、各種体験プログラムの拡充等により交流・関係人口の拡大を図ります。
- ③ 地域における情報化については、通信用施設の維持管理等を行い、引き続き情報格差の解消に努めます。
- ④ 交通施設の整備、交通手段の確保については、市域の一体化、連携・交流を図るため、国・県道や市道等の生活道路の整備を進めるとともに、地域住民の利便性を確保するため、路線バスや予約型乗合タクシー等の公共交通の充実や、高齢者の路線バス利用に対する助成等による公共交通の維持、活性化に努めるほか、交通空白地域の解消を図ります。
- ⑤ 生活環境の整備については、自然との共生による快適で安心・安全な居住環境づくりを進めるとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成や人々の定住促進等を図るため、水道（上水道）・簡易水道施設の機能強化や老朽管の更新など施設の維持保全対策、特定環境保全公共下水道や農業集落排水の施設整備や長寿命化、戸別合併処理浄化槽の整備、さらには、消防・防災施設等の整備を推進します。また、統廃合等により不要となった公共施設及び長期間放置された空き家等については、安心・安全な生活環境の確保と景観保全のため、解体・撤去等を進めます。

- ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進については、少子高齢化の進行とそれに伴うニーズの多様化が見込まれる中で、健康で安心して暮らせるまち、地域ぐるみで支えあうまちを目指して、認定こども園や児童クラブの整備等、子育て環境の整備や、総合的な健康づくり体制の確立、高齢者や障がい者がいきいきと暮らせる介護・自立支援の環境づくり、保健・医療・福祉が連携した各種サービスや支援策の充実に努めます。
- ⑦ 医療の確保については、地域医療体制を継続的に確保するために、専門的かつ高度な医療技術を有する近隣中核病院や地域に根ざした公設診療所の維持運営及び民間診療所の運営支援を行うとともに、高齢者等交通弱者のための通院手段の確保に努めます。また、休日診療や子どものための夜間診療、保護者に対する医療・育児に関する情報提供、助産師派遣等、出産・育児への支援を推進します。
- ⑧ 教育の振興については、少子化が進行する中で、一定規模の教育水準を確保し、良好な教育環境を整えるため、小・中学校の統合整備や、小中一貫校として9年間を通した中で地域との連携による学びの環境の充実に努めるとともに、児童生徒の安全を確保するため、遠距離通学児童生徒等への支援を行います。また、生涯にわたり多様な学習機会を提供し、住民の芸術・文化活動の支援や、健康の保持増進、交流の楽しみをもたらすスポーツ活動を推進するため、運動広場等体育施設の環境の充実に努めます。
- ⑨ 集落の整備については、少子高齢化の進行や若年層の地域外への流出等により、地域コミュニティを維持することが困難な地域が増加しており、自立的な地域コミュニティ形成に向けた取組みを推進し、地域の活性化を図る必要があるため、それらの取組みに対して支援を行います。
- ⑩ 地域文化の振興等については、地域への愛情と誇りを持てる人を育て、魅力ある地域づくりを進めるため、地域の自然や資源、文化等を再確認し、それらを地域の文化として大切に守り、育てる「エコミュージアム活動」を推進します。また、地域に残る貴重な文化財の保存・継承を図るとともに、文化・交流センター等拠点施設の有効活用にも努めます。
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用の推進については、脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するため、現在稼働している風力発電施設の維持管理を行うとともに、住民の太陽光発電設備設置やクリーンエネルギー自動車購入に対して補助を行い、環境にやさしい地域社会の構築に努めます。

(5) 持続的発展のための基本目標

上記については、下記の表のとおりである。

目標指標(常陸太田市全体)	基準値(令和2年:2020)	目標値(令和7年:2025)
人口	48,300	46,400
合計特殊出生率	1.08	1.36

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、計画期間満了後（令和8年度）に庁内で組織する地方創生に係る会議で評価を行い、その結果を本市ホームページ等で市民等へ公表することとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画において、第6次総合計画や都市計画マスタープラン、過疎地域持続的発展計画（本計画）、地域公共交通網形成計画等のまちづくり計画等との連携、整合性の確保を図ることとしています。

このことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備等にかかる事項については、常陸太田市公共施設等総合管理計画と整合性を図るものとします。

常陸太田市公共施設等総合管理計画（平成29年3月策定）における公共施設等総合管理の基本的な考え方と基本方針は、以下のとおりとなっています。

① 公共施設等総合管理の基本的な考え方

将来にわたり持続可能な常陸太田市としていくため、人口動向等の状況変化を踏まえて、将来のまちづくりに必要なサービス水準を確保しながら、施設の提供方法の見直しを図ります。

② 公共施設等総合管理の基本方針

ア) 公共施設等の総量適正化

将来にわたり必要なサービス提供を続けるためには、状況の変化に合わせて公共施設等の数や配置、あるいは機能そのものを見直すことが必要です。また、財政的な継続性を確保するために、将来費用の発生要因となる公共施設等の総量を抑制し、総量の適正化を進めることにより、サービス確保とコスト削減の両立を図ることが必要です。

イ) 公共施設等に充当可能な財源の確保

財政的な継続性を確保するためには、支出（コスト）を減らすだけでなく、収入（充当可能な財源）の確保を図ることが必要です。

ウ) 効果的かつ効率的な保全の実施

施設利用者の安全を確保しながら、長期的に必要なコスト（＝ライフサイクルコスト）の縮減を図るため、公共施設等の保全を実施します。

エ) 公民連携（PPP）の推進

公共施設等で提供するサービスの品質確保やコストの縮減を図るため、行政だけではなく、民間や地域と連携するとともに、各主体の力を最大限に活用することが必要です。

オ) 全庁的な取組体制の構築

全市的な視点に立って適正化を進めるため、情報の「見える化」により現状認識を共有し、全庁的な取組体制の構築を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）は、若年層の流出とともに深刻な少子化・人口減少が進んでいることから、移住・定住の促進を図るため、住宅所得者等に対する助成や空き家所有者と移住希望者とのマッチングを行う空き家バンク制度等を実施しています。

今後、更に移住・定住を促進するためには、現状の制度に加えて、移住・定住につながる交流・関係人口の拡大を促進するための対策等が必要になります。

イ 地域間交流

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）は、秋田市や仙北市、臼杵市、牛久市、中国・余姚市等との姉妹・友好都市交流を進めています。さらに、過疎地域の生活や農作業等を体験する民泊による教育旅行や常陸秋そばオーナー制、さらには関係機関と連携した着地型観光メニューの造成等、都市住民との交流を進めています。

こうした取組みにより、今後、交流・関係人口の拡大が期待されることから、住民活動や地域経済の活性化等にも効果が波及するような工夫が必要となっています。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 移住・定住を促進し人口減少を抑制するため、住宅取得者等に対する助成や新婚家庭に対する家賃助成、空き家のリフォームに対する助成等の支援を行います。
- ② 空き家バンク制度の充実を図り、空き家を活用した移住・定住を促進します。

イ 地域間交流の促進

- ① 姉妹・友好都市交流を通して、住民のふるさとに対する愛着を育み、地域の活力・魅力の向上を図ります。
- ② 農家民泊受け入れ協議会の新規設立を推進し、民泊による教育旅行での都市農村交流の促進と合わせて、観光バスによる本市観光ツアーへの支援、観光レンタカー利用者助成やプレミアム付き旅行券の発行等を通じて、多様化する旅行者ニーズに合わせた施策を展開し交流・関係人口の拡大を図ります。
- ③ 体験イベントの開催等により、都市部等からの交流・関係人口の拡大を促進します。
- ④ 交流事業の充実を図るため、統廃合等により未使用となった公共施設等を各種交流施設として有効活用を進めます。
- ⑤ 地域間の交流を効果的なものとするため、市ホームページ、SNSやNHK茨城県域デジタルテレビ放送等の活用により、多様な地域情報を積極的に発信します。

(3) - 1 計画 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進事業	市	
		空き家リフォーム助成金交付事業	市	
		姉妹・友好都市交流事業	市	

(3) - 2 計画 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進事業	市	
		空き家リフォーム助成金交付事業	市	
		姉妹・友好都市交流事業	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業及び畜産業

過疎地域の農業については、農家数、経営耕地面積とも減少傾向にあります。平成 27 年の農家数は 531 戸で過去 35 年間に約 1,700 戸の減少となっています。専業別では、特に兼業農家が大きく減少しており、専業農家は平成 2 年に増加したものの、それ以降は減少傾向にあります。

過疎地域の経営耕地面積は、全体で 412ha、そのうちの 66.3%、273ha が水田となっています。特に久慈川や山田川、里川沿い等に肥沃な水田が開けていますが、生産調整の影響等から減少傾向にあります。畑は、昭和 55 年の 512ha から平成 27 年 113ha となっており、77.93%減少しています。

畑の主な作物には、常陸秋そば、ねぎ、なす等があり、それぞれ知名度があります。近年では水耕栽培等の施設園芸に取り組む農家もあります。また、樹園地は、26ha と全体からみるとわずかな面積ですが、茶や梅、ぶどう等が栽培されています。農家 1 戸あたりの経営耕地面積は、0.78ha と小規模な経営となっていますが、平成 2 年以降増加傾向を示しています。

過疎地域の畜産では、肉用牛や乳用牛等を飼育していますが、平成 27 年の肉用牛の畜産農家が 38 戸（特定市町村（旧金砂郷町）11 戸）、乳用牛の畜産農家が 16 戸（特定市町村（旧金砂郷町）1 戸）と、年々減少傾向を示しています。一方、畜産環境については、ふん尿の適正処理と堆肥の農作物への利用を推進しています。

市では、農畜産業のこうした状況に対して、農作物の付加価値を高めるために、農畜産物の加工や直売等を進めてきたところですが、農家の高齢化や農産物価格の下落等による担い手不足から、生産力の低下が深刻な問題となっており、農地を管理する企業の参入や集落営農組織が必要不可欠です。また、野生鳥獣による農作物の被害が年々深刻化しているとともに、捕獲隊の高齢化等も進行していることから、新たな捕獲体制の確立等、被害軽減対策の仕組みづくりが必要となっています。

■ 過疎地域（旧水府村・旧里美村）の農家数の推移

（単位：戸）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
農家数	2,204	1,971	-10.57%	822	-58.30%	531	-35.40%
専業農家	222	255	14.86%	214	-16.08%	184	-14.02%
第 1 種 兼業農家	360	166	-53.89%	40	-75.90%	20	-50.00%
第 2 種 兼業農家	1,622	1,550	-4.44%	568	-92.17%	327	-42.43%

資料：農林業センサス

■特定市町村（旧金砂郷町）の農家数の推移

（単位：戸）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
農家数	2,142	1,995	-6.86%	1,083	-45.71%	781	-27.89%
専業農家	174	282	62.07%	258	-8.51%	272	5.43%
第 1 種 兼業農家	412	124	-69.90%	32	-74.19%	49	53.13%
第 2 種 兼業農家	1,556	1,589	2.12%	793	-50.09%	460	-41.99%

資料：農林業センサス

■過疎地域（旧水府村・旧里美村）の経営耕地面積の推移

（単位：ha）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
経営耕地面積	1,249	1,032	-17.37%	554	-46.32%	412	-25.63%
田	635	571	-10.08%	354	-38.00%	273	-22.88%
畑	512	370	-27.73%	159	-57.03%	113	-28.93%
樹園地	100	90	-10.00%	40	-55.56%	26	-35.00%
農家 1 戸当たり 経営耕地面積	0.57	0.52	-	0.67	-	0.78	-

■特定市町村（旧金砂郷町）の経営耕地面積の推移

（単位：ha）

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
経営耕地面積	1,622	1,417	-12.64%	930	-41.43%	981	18.19%
田	1,105	1,022	-7.51%	758	-25.83%	817	7.78%
畑	482	363	-24.69%	163	-55.10%	158	-3.07%
樹園地	35	32	-8.57%	9	-71.88%	5	-44.44%
農家 1 戸当たり 経営耕地面積	0.76	0.71	-	0.86	-	1.26	-

資料：農林業センサス

イ 林業

本地域には97戸（特定市町村（旧金砂郷町）には15戸）の林家がありますが、60%近くの林家は10ha未満と小規模零細で、農業との複合や他産業に従事しながらの経営となっています。

また、木材輸入の増加により国産材価格が低迷していることから、林業に従事する人も減少し、間伐、伐採、造林、保育等の生産活動に大きな影響を与えています。

一方、しいたけ等の特用林産物の生産が行われており、観光事業とタイアップした取組み等を進めてきましたが、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による風評被害を払拭するため、徹底した安全管理と適正な検査を実施し消費者にPRを行うことで、さらに主産地としての知名度を高める必要があります。

ウ 水産業

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、それらの支流も含めて清涼な水の流れが確保されていることから、天然の淡水魚の宝庫となっています。

また、民間の養殖場があり、イワナやヤマメ等の生産が行われていますが、知名度を高めることが課題となっています。

さらに、里川や山田川には多くの釣り客が訪れていることから、観光・レクリエーションと連携した取組みが求められています。

エ 地場産業

地場産業としては、常陸太田市内で生産された農林水産物やそれらを使用した加工品で、特に優れているものを「特産品」として認証する制度を創設し、常陸太田市認証特産品として各種商談会やイベント等においてPRを行っています。認証特産品は、米・常陸秋そば粉等の穀類や、ぶどう・梨・柿等の果実、地酒、米を使った米発酵アイスや菓子、ジェラート・飲むヨーグルト・チーズ等の乳製品、ぶどうを使ったジュースやワイン、納豆や納豆を加工した菓子等、地場産の素材を加工した製品であることをPRしながらブランド化を図っています。今後は販路の拡大や更なる6次産業化を図っていく必要があります。

さらに青大豆や茶等についても、今後加工技術を高めるとともに、生産量を確保し新たな特産品としての地位を保てるよう支援を行っていく必要があります。

林産物の加工では、製材、木材加工、家具製造等がありますが、国産材の需要低迷の中で経営的に厳しいものがあるため、国産材の需要を喚起する取組みを強化する必要があります。

オ 商工業・企業誘致

市内商工業者は、高齢化と後継者の不在による廃業等により減少傾向となっており、この傾向は特に本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）において顕著となっています。

このため、商工会が行う商工業者への経営支援や地域振興事業に対する補助のほか、商工業者の新たなビジネスチャレンジの促進や経営安定を図るための事業資金調達支援、新規起業家への支援等により、商工業の維持に向けた取組みを強化する必要があります。

また、本地域は、中山間地域に位置し、道路交通網の整備が必要なため、企業の誘致が難しい現状にあります。

すでに、整備済みとなっている宮の郷工業団地においては、積極的な企業誘致により未分譲区画が残り1区画となっているほか、統廃合により未活用となった廃校施設についても、企業誘致の対象として民間事業者への売払いを実施するなど有効活用を進めている状況です。今後も、常陸那珂港山方線の整備や一般国道461号水府里美間の拡幅の進捗により交通アクセスが向上するなど、企業立地のための条件が向上していることから、関係機関と更なる連携を図りながら、積極的に企業誘致を行っていく必要があります。

カ 起業の促進

今般、情報通信基盤の整備やSNSをはじめとするソーシャルメディアの普及により、豊かな自然環境や特産物、イベントに関する情報等を迅速に全国に発信することができるようになってきました。

また、ホームページの活用等を通じて都市の消費者と直接に取り引きするという形態も始まっています。さらに、コロナ禍を契機としたテレワークの進展により時間・場所の制約に縛られない働き方が可能となっており、地方への移住・定住の機運が高まっています。

一方、本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）においては高齢化の進展と若年世代の人口流出が著しく、人口減少を食い止めるためには、新産業の創出や既存産業の高付加価値化を行い、働く場を創出するとともに所得の増加を図ることが不可欠となっています。

このような中、本地域においては豊かな自然環境と豊富な特産物を生かし、既に多くの地場産品が開発及び生産され、常陸秋そばをはじめ里美ジェラート等は、観光客への売込みや都市住民へのPRを通じてすでにブランドとして認知されており、今後においても、更なる事業の拡大が可能な分野と考えられます。

引き続き、既存事業の新たな展開を支援するとともに、地方への移住・定住の動き等にも着目し、本地域における起業支援の仕組みを整備していく必要があります。

キ 観光・レクリエーション

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）は、阿武隈山系の山並みが連なる景観の中で、渓谷の景観が美しい竜神峡や竜神大吊橋、西金砂そばの郷等が整備され、さらに、西金砂湯けむりの郷やぬく森の湯、ふるさとセンター竜っちゃん乃湯といった3つの公共の温泉・温浴施設、金砂ふるさと体験交流施設かなさ笑楽校やプラトーさとみ、里美ふれあい館等の体験型宿泊施設、竜神ふるさと村や水府竜の里公園、プラトーさとみ等のキャンプ場、民間の温泉旅館等、自然を活かした多くの観光資源に恵まれています。

県北地域への観光客誘致に大きな役割を果たしている竜神大吊橋は、平成26年3月にオープンしたバンジージャンプの誘致により、東日本大震災以前の渡橋者数にまで回復してきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、令和元年度末以降、再び減少傾向となり、感染の収束が本市観光の課題となっています。

今後は、各観光施設での新型コロナウイルス感染対策の徹底とあわせて、市内各観光施設等とのネットワーク化を図るとともに、地域の特産品を活かした味覚体験や自然体験等の回遊プログラムの新商品開発等により、満足度アップとリピーターの増大に努める必要があります。

(2) その対策

ア 農業及び畜産業の振興

- ① 農地の荒廃の進行を防止するとともに、生産コストの軽減及び維持管理が容易となるよう、かんがい施設等の農業生産基盤の整備を図ります。
- ② 農産物の付加価値を高めるため、農産物の加工施設など経営近代化施設の整備を促進します。また、常陸秋そば等のブランド化を進めるとともに、観光事業等と連携を図ることにより消費の拡大を目指します。
- ③ 次世代を担う若手農業者や農業法人等と連携し、新たな担い手づくりや事業継承を進めます。
- ④ 農業生産基盤の整備を契機に、集落全体として今後の土地利用のあり方を検討し、認定農業者等への農地の集積・集約化を促進します。
- ⑤ 環境に配慮した循環型地域農業や有機農業の推進等により、農産物の付加価値を高めるため、堆肥舎名等の施設整備を進めます。
- ⑥ 畜産業の振興を図るため、乳製品等の付加価値を高めるとともに、産学官連携等によりブランド化を進め、良質な肉用牛の生産向上をめざすとともに、繁殖育成牛の導入及び肥育牛舎、草地等の整備を進めます。
- ⑦ 有害鳥獣被害を防ぐため、市有害鳥獣捕獲隊による捕獲体制の強化を図るとともに、担い手を育成し、防護柵設置等の被害防止対策を進めます。

イ 林業の振興

- ① 森林組合等と連携し森林の保全・育成を図るため、間伐の実施や作業道の整備、担い手育成等を進めます。
- ② 中山間地域の特質を活かしたしいたけ等の特産林産物について、県モニタリング検査による安全確認を徹底し、風評被害の払拭を図るとともに観光事業と連携して販路の拡大を図るなど生産性の向上を進めます。
- ③ 森林環境の保全のため、都市住民や企業との連携を図り、協働の森林(杜)づくりを進めるとともにカーボンオフセットについても検討を進めます。

ウ 水産業の振興

水産業については、淡水魚の養殖の振興を図るため、川を活かしたまちづくりを促進します。

エ 地場産業の振興

- ① 地場産業については、地場産物の高付加価値化を図るため、農産物加工品開発の支援を行っていますが、特産品認証事業者等関係機関との連携のもと海外への輸出も含め、販路拡大に努めます。
- ② 新製品及び新技術開発や、技術訓練等に対する支援を行います。

オ 商工業の振興・企業誘致の推進

- ① 中小企業事業者に対する資金融資（自治金融・振興金融）の斡旋、信用保証料の補給等の事業により、商工業者の安定的かつ継続的な支援を行います。
- ② 市商工会への運営補助等を実施し、市商工会が行う商工業者への経営支援や地域振興事業の支援につなげます。

- ③ 中小企業事業者の取組む販路拡大、技能訓練、経営革新に対する支援により、新たなビジネスチャレンジの促進を図ります。
- ④ 宮の郷工業団地への企業の誘致を進めます。
- ⑤ 廃校施設等適地への企業の誘致を進めます。

カ 起業の促進

- ① 商工業の経営改善を促進するとともに、関係機関と連携し、新たな事業展開や起業の取組みに対する支援を進めます。
- ② 福祉や健康、環境、教育等の分野におけるコミュニティビジネスをはじめ、住民による起業活動の支援に努めます。
- ③ UIJ ターン等による、起業、創業者に対する支援を行います。

キ 観光・レクリエーションの振興

- ① 観光振興については、竜神大吊橋の周辺地域を中心に、コロナ禍後においてインバウンド（訪日外国人旅行）が増えることも想定されるため、それらを含めた観光施設の充実や修繕を含めた適正な維持管理を図ります。
- ② 各種観光イベントの開催を通じて観光PR及び交流・関係人口拡大に努めます。
- ③ 無料の無線LANスポット整備によるインターネット環境の活用や市ホームページ、SNSやNHK茨城県域デジタルテレビ放送等多様なメディアを活用した観光情報の受発信に努めます。
- ④ 地域の自然環境や生活文化が体験できる体験型施設や温泉・温浴施設等を活用して入込客数の増加を図ります。
- ⑤ 各観光拠点施設のネットワーク化と各種体験プログラムの開発を図ります。

(3) -1 計画 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備 農 業	八幡堰用水路 (改修) L=1,100m W=1.0m	市	
		里川小妻用水堰 (改修) L=21.5m W=2.3m	市	
		山田川国安ラバー堰 (改修)	市	
		山田川松平ラバー堰 (改修)	市	
		山田川東連地ラバー堰 (改修)	市	
	林 業	間伐作業道整備事業	森林組合	
	(9) 観光又はレクリエ ーション	観光施設整備事業	市	
		竜神大吊橋周辺整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 商工業・第6次産業化 観光 企業誘致 その他	商工振興事業 ・自治振興金融利子補給金 ・商工会運営補助等	市	
		UIJ ターン起業・創業者等支援	市	
		観光事業 (奥久慈トレイル・竜神アウトドア)	市・観光 物産協会	
		観光振興事業 (イベント事業等)	市・観光 物産協会	
		観光施設管理運営事業	市	
		中小企業ビジネス支援	市	
		有害鳥獣等被害防止対策事業	市	
中山間地域等直接支払推進事業		市		
協働の森林 (杜) づくり事業		市		

(3) -2 計画 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(4) 地場産業の振興 販売流通施設	流通販売施設整備事業	市		
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	市		
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業	常陸秋そばオーナー制の実施	市・ 協議会		
	商工業・6次産業化	商工振興事業 ・自治振興金融利子補給金 ・商工会運営補助等	市		
	観光	UIJ ターン起業・創業者等支援		市	
		観光振興事業 (イベント事業等)		市・観光 物産協会	
		観光施設管理運営事業		市	
	企業誘致 その他	観光施設管理事業 (金砂ふるさと体験交流施設かなさ 笑楽校)		市	
		中小企業ビジネス支援		市	
		有害鳥獣等被害防止対策事業		市	
		常陸秋そば振興補助		市	
		中山間地域等直接支払推進事業		市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域 (旧水府村・旧里美村) 特定市町村 (旧金砂郷町)	製造業、情報サービス業 等、農林水産物等販売業、 旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

25 ページ及び 26 ページに記載された「(2) その対策」, 「3-1 計画 (過疎地域)」及び「3-2 計画 (特定市町村 (旧金砂郷町))」のとおり。

また、本区域内において自治体間の連携が必要な施策については、状況に応じ、周辺市町村及び茨城県との連携により、事業を行います。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 通信施設

過疎対策事業や通信事業者が自主事業として実施した携帯電話等通信用鉄塔施設の整備により、通信サービスの利用が改善されてきましたが、さらに、不感地域を解消するための対策として移動通信用施設の設備が必要となっています。

(2) その対策

ア 通信施設の整備

- ① 携帯電話不感地域への通信事業者による自主整備の働きかけを進めます。
- ② 住民が高度情報化社会の恩恵を受けることができるよう、通信事業者のブロードバンドサービス提供がされた中、サービスへの加入を促進し、ランニングコストの低減を図ります。
- ③ 市が設置した通信用設備の維持管理等を行います。

(3) -1 計画（過疎地域）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業	市	

(3) -2 計画（特定市町村（旧金砂郷町））

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）の主要な道路としては、国道が293号と349号、461号の3路線があり、主要地方道が、常陸太田大子線、常陸太田那須烏山線、常陸那珂港山方線、日立山方線、北茨城大子線、十王里美線、日立笠間線の7路線、一般県道は、和田上河合線、富岡玉造常陸太田線、上君田小妻線、山方水府線の4路線があります。

国道では、293号は改良整備が進んでおり、349号は全区間で整備が完了しています。461号についても、旧水府村・里美村間のトンネルが整備され、一部を除く殆どの区間で改良整備が完了しています。

主要地方道では、常陸太田大子線や北茨城大子線、常陸那珂港山方線の改良が進んでいますが、日立山方線、十王里美線の改良率が低い状況です。一般県道では、上君田小妻線や山方水府線の改良率が低い状況です。

市道は、令和元年度末の実延長で過疎地域488.6km（特定市町村（旧金砂郷町）508.1km）となっていますが、改良率は過疎地域11.5%（特定市町村（旧金砂郷町）40.6%）と低く、各集落間や公共施設を結ぶ道路の改良整備の促進を継続して図る必要があります。

橋梁については、長寿命化の推進を図るとともに整備を進める必要があります。

さらに、奥久慈グリーンライン林道の整備事業がそれぞれ県事業として進められています。

交通安全施設についても、整備及び維持管理を行う必要があります。

イ 交通

公共交通については、過疎地域と市の中心市街地を結ぶバス路線がありますが、利用者が減少していることから採算性の確保が難しく、運行事業者に対しての路線維持のための支援や高齢者の路線バス利用への支援等を行っています。

また、定期路線方式のバス運行では、需要面から合理的でない地域については、予約型乗合タクシーを運行することにより、基幹交通を補完しています。

さらに、路線の廃止や減便により発生している交通空白地域において、交通空白地有償運送が運行されています。

マイカーの普及や少子化の進行により公共交通の利用者は減少する一方、高齢化により、予約型乗合タクシーの利用者は増加しており、地域住民の生活を守るためにも、更なる公共交通体系の見直しを行う必要があります。

(2) その対策

ア 道路の整備

- ① 広域的な交通ネットワークを形成するため、国・県道等の幹線道路の整備を促進します。
- ② 幹線道路を補完する幹線市道とともに、生活道路の整備及びそれらの維持管理を計画的に進めます。
- ③ 農林業の生産・流通基盤及び農山村の生活基盤となる農道や林道の整備を進めます。
- ④ 奥久慈グリーンライン林道の整備を促進します。
- ⑤ 交通安全施設の整備及び維持管理を行います。

イ 交通の確保

- ① 地域住民にとって必要な公共交通手段として、民営路線バスの運行維持のための支援を行います。
- ② 高齢者への路線バス利用に対する助成等による公共交通の利用促進及び予約型乗合タクシーの運行等による公共交通の充実・確保を図ります。
- ③ 交通空白地有償運送への支援等を行い、交通空白地域の解消を図ります。

(3) 計画-1 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道	蛸橋岸内線 [0125 号線] (改良・舗装) L=1,000m W=4.0/5.0m	市	
		町田西河内里道線 [0130 号線] (改良・舗装) L=200m W=6.0m	市	
		和田岩手線 [0120 号線] (改良・舗装) L=950m W= 6.0m	市	
		町田百目木線 [0129 号線] (改良・舗装) L=800m W=4.0m	市	
		東連地繁寺前線 [8-0107 号線] (改良・舗装) L=460m W=4.0/5.0m	市	
		新道竜ヶ口線 [0227 号線] (改良・舗装) L=200m W=5.0m	市	
		吹上戸屋下線 [0133 号線] (改良・舗装) L=1,000m W=4.0/5.0m	市	
		中根線 [8-6357 号線] (改良・舗装) L = 650m W=4.0m	市	
		里川岡見線 [8-100 号線] (舗装) L=800m W=3.0m	市	
		和見線 [8-5371 号線] (舗装) L=250m W=4.0m	市	
		岡見福島線 [8-9003 号線] (舗装) L = 1,500m W=3.0m	市	
		徳田田の草沢線 [8-8003 号線] (舗装) L = 500m W=3.0m	市	
		和久高性地線 [0237 号線] (改良・舗装) L = 1,200m W=4.0/5.0m	市	
		竜神ふるさと村線 [水 8-7130 号線] (改良・舗装) L = 700m W=4.0/5.0m	市	
	橋りょう	和久橋 [0237 号線] L = 80m W=4.0/5.0m	県	
	その他	交通安全施設整備事業	市	
		橋梁維持事業	市	
	(3) 林道	奥久慈グリーンライン林道整備事業負担金	県	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地方バス路線維持費補助	市	
		予約型乗合タクシー運行事業	市	
		高校生バス通学用定期券購入助成事業	市	
		交通空白地有償運送運行補助事業	市	
		高齢者バス利用促進事業	市	
	交通施設維持	道路維持事業	市	

(3) 計画-2 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	内子線[0116号線] (改良・舗装) L=2,800m W=4.0/5.0m	市	
		大方・小島線[0216号線] (改良・舗装) L=2,500m W=5.0m	市	
		坊平線[2B-364号線] (改良・舗装) L=630m W=3.0/4.0m	市	
		川端線[4B-850号線] (改良・舗装) L=200m W=3.0/4.0m	市	
		青木線[4B-239号線] (改良・舗装) L=400m W=4.0/5.0m	市	
		小島・島線[4B-780号線] (改良・舗装) L=396m W=4.0/5.0m	市	
		本郷線[0206号線] (改良・舗装) L=1,220m W=4.0/5.0m	市	
		岩手線[0120号線] (舗装) L=1,223m W=5.0m	市	
		西平線 [3B-578号線] (改良・舗装) L=280m W=4.0m	市	
		歩行坂線[3B-724号線] (改良・舗装) L=440m W=5.0m	市	
	橋りょう	下利員大方線 [0121号線] (改良・舗装) L=2,260m W=4.0/5.0m	市	
		竹合橋[0121号線] L=80m W=4.0/5.0m	県	
		橋梁架替工事負担金 (浅川)	県	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
	その他	交通安全施設整備事業	市	
		橋梁維持事業	市	
	（９）過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	地方バス路線維持費補助	市	
		予約型乗合タクシー運行事業	市	
		高校生バス通学用定期券購入助成事業	市	
		高齢者バス利用促進事業	市	
		道路維持事業	市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道（上水道）・簡易水道

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、水道（上水道）と簡易水道があり、令和元年度末の水道普及率は、過疎地域が 99.0%（特定市町村（旧金砂郷町）98.9%）です。

今後は、給水人口の減少等により、水需要が減少すると予測されるなか、安全・安心な水道水を安定供給するため、水道施設の適正な維持管理が求められることから、水道施設の更新・耐震化を計画的に進めるとともに、将来にわたり持続可能な経営基盤を確保する必要があります。

イ 汚水処理施設

生活排水処理は、地域の状況に合わせ、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び戸別合併浄化槽の整備を実施し、水洗化率は令和元年度末で過疎地域が 87.6%（特定市町村（旧金砂郷町）75.1%）となっています。

今後は、引き続き快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全のため、地域の状況に合わせた下水道整備を進めるとともに、施設の老朽化対策や更なる接続率の向上に努める必要があります。

ウ 環境衛生対策

清掃センターへのごみの持込量は、平成 24 年度をピークに年々減少傾向にあります。減少の背景として、平成 24 年度から 23 分別による資源ごみの無料回収をスタートさせたほか、循環型社会を構築するため、小型家電リサイクル事業の推進、廃食油リサイクル回収事業、生ごみ処理容器等設置事業補助金の交付等の取組みにより、ごみの減量化につながっています。今後も、地球温暖化防止対策や脱炭素社会の実現に向けて、排出量の抑制や再利用、再資源化に取り組む必要があります。

また、市内において産業廃棄物の不法投棄等が発生していることから、市及び隣接市町と連携した対策を行う必要があります。

長期間放置された空き家等については、安心・安全な生活環境の確保と景観保全のため、解体・撤去等を進めます。

エ 消防・防災

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）では、住民の安心・安全の確保のため、火災等の災害や救急業務について、北消防署及び北消防署金砂出張所、北消防署里美出張所を設置し、被害の軽減や救命率の向上を図っています。非常備消防については、地域の消防団により、消防・防災体制の整備を図っています。

消防施設については、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプ積載車、救急車等の更新、防火水槽や機械器具置場等の整備を行うなど、地域の消防・防災体制の確保を図っています。

また、住民が日頃からの災害への備えや災害の発生する恐れがあるときに危険の予知や発生時の避難を迅速に行えるよう、ハザードマップを活用し、危険箇所や避難所等の周知及び防災意識の啓発を図っています。

オ 公営住宅

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）の公営住宅としては、市営住宅のほか県営住宅があり、若い世代や子育てをしている世代の定住に重要な役割を果たしています。しかし、一部に老朽化した施設もあることから、公営住宅等長寿命化計画に基づき、対応を進める必要があります。

カ 公共施設

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には多数の公共施設がありますが、施設の老朽化も進むなか、財政的な面から、全ての施設を維持・整備していくのは困難な状況です。今後は、施設の統合・解体等により、効率化を高めていく必要があります。

（２）その対策

ア 水道（上水道）・簡易水道の整備

- ① 安全・安心な水道水を安定供給するため、老朽化した施設の更新・耐震化を計画的に進めます。
- ② 効率的な水運用を図るとともに、施設の統廃合を進めます。
- ③ 施設の長寿命化を図り、適切な維持保全に努めます。

イ 污水处理施設の整備

- ① 快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全のため、地域の状況に合わせた下水道整備を進めます。
- ② 施設の長寿命化を図るとともに、老朽化した施設の改修や更新及び施設の統廃合を計画的に進めます。
- ③ 合併処理浄化槽の個人設置に対する補助や、下水道等への接続の広報啓発により、水質浄化に努めます。

ウ 環境衛生対策

- ① 分別回収の徹底を図り、ごみの減量化と再資源化を推進します。
- ② 関係機関と連携を図るとともに巡回を強化し、不法投棄防止に努めます。

エ 消防・防災体制の整備

- ① 住民の安心・安全の確保のために、消防車両や救急車、防火水槽等の消防防災施設の整備を進めます。また、防犯灯の維持管理を行います。
- ② 危険箇所等の新たな指定等があった場合、住民に周知するため、ハザードマップを作成・配布します。

オ 公営住宅の供給・維持管理

- ① 若い世代の定住を促進するため、良質な公営住宅の供給を進めます。
- ② 子育て世代の定住を促進するため、ゆとりのある公営住宅の供給を進めます。
- ③ 公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の維持管理に努めます。

カ 公共施設の解体

- ① 施設の統合等により不要となった施設については、維持管理等に係るコスト縮減、安心・安全な生活環境の確保と景観保全のため、解体撤去を進めます。

(3) 計画-1 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水道施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽整備推進事業 (戸別合併処理浄化槽整備)	市	
		農業集落排水事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発 展特別事業 環境 危険施設除去 防災・防犯	公共施設等解体撤去事業 (森林バイオマスリサイクルセンタ ー)	市	
		危険廃屋解体撤去費補助事業	市	
		ハザードマップ作成事業	市	
	(8) その他	防犯灯維持管理事業	市	

(3) 計画-2 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 その他	特定環境保全公共下水道事業 (久米・金郷地区)	市	
		浄化槽整備推進事業 (戸別合併処理浄化槽整備)	市	
		合併処理浄化槽設置補助事業	市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発 展特別事業 危険施設除去	危険廃屋解体撤去費補助事業	市	
	(8) その他	幹線排水整備事業 (薬谷 中宿)	市	
		幹線排水整備事業 (小島 高畑)	市	
		幹線排水整備事業 (玉造 大谷津)	市	
		湯ノ沢川護岸工事 L=300m W=4.0m	市	
		赤土・大野川護岸工事 L=200m W=4.0m	市	
	防犯灯維持管理事業	市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）においても少子化の進行が著しく、その対策に一層の充実が求められており、子育て環境の確保、保健福祉の充実をはじめ雇用、教育、住宅等の幅広い施策について総合的な対応が必要です。

保育対策では、乳幼児の減少にもかかわらず、保育を要する乳幼児の割合は増加しており、効果的な保育を実施するためにも保育施設の統合や配置の検討をするなど、効率的な保育環境を確保する必要があります。

健康づくりについては、北部保健センター（水府・里美地区）を拠点として、各世代に応じた健康増進、疾病予防を推進する必要があります。

障がいのある人に対しては、障害者差別解消法及び障害者総合支援法に基づき、障がいの有無に関わりなく相互の人格と個性を尊重し、障がい者が必要とするサービスを計画的に利用しながら、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、推進します。

高齢者や障がい者等の福祉向上を目的として組織される福祉団体等は、社会福祉の発展のために重要な役割を担っているにもかかわらず、活動資金が脆弱であるため、その活動を支援する必要があります。

イ 高齢者の保健及び福祉

高齢者がいきいきと暮らせるよう、高齢者の生きがい対策として、就業機会の確保を図るとともに、老人クラブ、スポーツ・レクリエーション、ボランティア等の活動の場や仲間づくりの機会を提供し、高齢者の社会参加を進めています。

その一環として、高齢者の能力を活かし社会参加を促進するための施設である「高齢者生産活動センター」では、高齢者の培ってきた技術を活用して、漬物やわら細工等の生産が行われています。

さらに、ひとり暮らし等の高齢者が、住み慣れた地域社会で自立した生活を営むことができるよう、食事や外出支援、生活援助等の生活支援サービスの提供を行っています。

介護保険事業は、制度開始から 21 年が経過して確実に社会に定着し、普及してきており、更に高齢化の進展からサービスの需要が拡大しています。具体的には、民間事業者の参入により、特別養護老人ホーム、デイサービス、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等が整備されており、施設・在宅での介護サービスが提供されています。

また、生活機能が低下している特定高齢者を対象とした運動機能向上等の介護予防事業の実施や、一般高齢者を対象とした運動教室、健康相談、食生活改善等による啓発を行っています。

団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和 7 年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することも予想され、増え続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進していくことが必要になっています。

今後も、フレイル状態や要介護等の状態になることを防ぐため、これらの事業により健康づくりの啓発を進める必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保、児童等の保健及び福祉の向上及び増進

- ① 少子化が進む中、家庭の役割を補完し、社会全体で子育てを支援し、子どもを安心して産み育てる仕組みづくりを進めるため、地域の子育てボランティア等を育成しつつ、地域で子どもを見守るネットワークの構築を進めます。また、母親へのメール等による情報配信システムを充実させ、医療や育児の情報を提供することにより、子育てを支援します。
- ② 乳幼児保育では、認定こども園の整備及び保育内容、保育環境の充実を図ります。また、通園環境の充実を図ります。
- ③ 児童の健全な育成を図るため、就労等により昼間保護者のいない児童に対し、放課後の居場所づくりや安全に過ごす場を提供する児童クラブの整備運営を行います。
- ④ 地域の健康づくりの拠点として、北部保健センター（水府・里美地区）を位置づけ、健康教育や健康相談、成人基本健康診査、がん検診等疾病予防対策を推進します。また、施設の適切な維持管理を行います。
- ⑤ 障がいのある人も地域で自立して生活できるよう、地域生活支援事業を有効に活用して、各種サービスの充実に努めるとともに、利用を促進するなど障がい者福祉を推進します。
- ⑥ 高齢者や障がい者等を支援する福祉団体等の活動を支援して、社会福祉の発展に努めます。

イ 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

- ① 高齢者の培ってきた知識や経験等の能力を活かした生きがいくくりと社会参加が図られるよう支援します。
- ② 支援を必要とするひとり暮らし高齢者等の自立促進に向け、食事や外出支援、生活援助等の生活支援サービスの充実を図ります。
- ③ 介護を必要とする高齢者に対して、適切なサービスができるよう、在宅・施設サービスの提供基盤の充実を図ります。
- ④ フレイル状態や要介護等の状態になることを防ぐため、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善等の介護予防事業と生活習慣病等の疾病・重症化予防の保健事業の充実を図ります。また、フレイル状態や要介護等の状態にならず、健康で暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康教育や健康相談等による健康づくりの啓発を行います。

(3) 計画-1 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(4) 認定こども園	認定こども園整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	幼児バス運行事業	市	
		放課後児童クラブ運営事業	市	
		乳児おむつ購入費助成事業	市	
		母親への情報配信システム運営事業	市	
		高齢者生産活動センター管理運営事業	市	
		在宅介護支援センター管理運営事業	市	
		買物代行サービス事業	市	
		ふれあい給食事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		緊急通報装置設置事業	市	
		介護慰労金事業	市	
		敬老祝金事業	市	
		紙おむつ助成金事業	市	

(3) 計画-2 (特定市町村)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	幼児バス運行事業	市	
		放課後児童クラブ運営事業	市	
		乳児おむつ購入費助成事業	市	
		母親への情報配信システム運営事業	市	
		在宅介護支援センター管理運営事業	市	
		買物代行サービス事業	市	
		ふれあい給食事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		緊急通報装置設置事業	市	
		介護慰労金事業	市	
		敬老祝金事業	市	
		紙おむつ助成金事業	市	
	(9) その他	放課後児童クラブ整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、病床数 20 床未満の一般診療所が 5 か所、歯科診療所が 5 か所あり、早期診療を図る通院のためのタクシー等による地区内の医療機関への送迎事業を実施しています。

県北西部地域中核病院として誘致を進めてきた医療機関として、平成 18 年に常陸大宮済生会病院が開設したことにより医療の確保は進んできていますが、その運営はまだ安定していない状況にあります。また、総合病院の不採算部門といわれる小児科の医師の確保による小児医療の充実と産婦人科の医師の確保による産婦人科の開設も課題となっており、小児を持つ親や妊産婦が安心・安全に子育てに取り組めるような支援が必要です。

天下野診療所及び里美歯科診療所については、地域の医療機関として根付いていることから、今後も継続的に医療体制を確保するため、施設の適切な維持管理に努める必要があります。

(2) その対策

- ① 県北西部地域中核病院として誘致をした常陸大宮済生会病院及び近隣の高度な医療技術を有する病院について、安定した経営のため運営費を負担します。
- ② 地域における小児科医療及び産婦人科医療を確保するため、医師の確保等に要する経費を近隣の中核病院に対して負担します。
- ③ 継続的に地域医療体制を維持するため、公設診療所の医師を確保するとともに民間診療所の運営支援を行います。
- ④ 引き続き患者の通院手段の確保に努めます。
- ⑤ 休日診療及び夜間小児の救急医療の確保に努めます。
- ⑥ 安心・安全に出産・育児に取り組めるよう、助産師派遣や電話・メール等の 24 時間健康相談等を行います。

(3) 計画-1 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	公設診療所維持管理事業(天下野診療所・里美歯科診療所)	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	常陸大宮済生会病院運営費補助	市	
		在宅当番医事業	市	
		子ども夜間診療開設事業	市	
		休日当番医開設事業	市	
	その他	過疎地域医療機器等整備事業	市	
		助産師派遣事業	市	
	24時間健康相談事業	市		

(3) 計画-2 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	常陸大宮済生会病院運営費補助	市	
		在宅当番医事業	市	
		子ども夜間診療開設事業	市	
		休日当番医開設事業	市	
	その他	過疎地域医療機器等整備事業	市	
		助産師派遣事業	市	
		24時間健康相談事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

特定市町村（旧金砂郷町）に、公立幼稚園が1園あり、3年保育を実施しています。しかしながら、少子化や両親の共働き世帯の増加等により、保育所や認定こども園への入園が増える一方、幼稚園に入園する園児数は減少が進んでおり、今後の幼稚園の存続等について検討する必要があります。

イ 義務教育

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、小学校が5校、中学校が3校ありますが、児童生徒の減少に対応し、特定市町村（旧金砂郷町）において令和4年4月に小学校3校を1校にする統合を進めています。今後は、小中一貫教育校として9年間を通した中で、地域との連携による学びの環境の充実を進めていくことが求められています。

また、学校施設の長寿命化を図るため、適切な時期による大規模改造に加え、長寿命化改修に取り組む必要があります。

小中学校の統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒については、通学支援のためのバスの運行や、通学費用の負担軽減に努めています。

本地域には、豊かな自然や先人から受け継がれてきた文化資源が残されており、活力あるまちづくりに資源を有効に活用することが重要です。そのため、他地域との交流を通じて自らの地域資源を見直すきっかけづくりを進めるなど、若い世代の人材育成を進めることが重要です。

ウ 生涯学習

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）の生涯学習施設は、各地域に拠点施設として金砂郷学習センター（交流センターふじ）や水府学習センター（水府総合センター）、里美学習センター（里美文化センター）があり、それぞれの施設が連携しながら地域の特性を活かした独自の講座を開催するなどの事業を行っています。

今後も、住民の身近な地域での自主的な学習活動の推進を図るため、既存施設の改修等を行うとともに適切な維持管理に努めることが重要です。

エ 社会体育

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）の社会体育施設は、大里ふれあい広場、水府海洋センター、天下野運動公園、町田運動公園、里美運動公園等、各地域にスポーツ拠点が整備され、住民のスポーツ・レクリエーション活動に有効活用されていますが、今後は、地域や施設の特性に応じた環境の整備を図る必要があります。

(2) その対策

ア 幼児教育の振興

学校施設等検討協議会を設置し、園児の減少等に対する教育環境の充実と適正化に向けての協議を行います。

イ 義務教育の振興

- ① 児童生徒の減少に対応しながら、教育環境の充実を図るため、統合小学校や統合中学校の環境整備を進めます。
- ② 統合後の施設の整備については、小中一貫校等の多様な統合の実施に対応し、改築、増築、修繕など柔軟に整備を行います。
- ③ 施設の老朽化については、経年劣化等の状況を把握し、計画的に整備します。
- ④ 通学費用の軽減を図るため、遠距離通学となる児童生徒を対象に、通学費の補助を実施します。また、路線バスで対応できない地域については、送迎業務を行うなど、通学環境の整備を図ります。
- ⑤ 生徒の国際感覚を磨くため、中学生の海外研修派遣事業や英語研修事業を行います。

ウ 生涯学習の振興

住民の身近な地域での自主的な学習活動の推進を図るため、生涯学習施設や集会施設の改修等を行うとともに、適切な維持管理に努めます。

エ 社会体育の振興

地域住民のスポーツ活動の拠点機能を充実させるため、運動広場等体育施設の環境整備等を行います。

(3) 計画-1 (過疎地域)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	水府地区小中学校整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	集会施設整備事業	市	
		天下野運動公園整備事業	市	
		町田運動公園整備事業	市	
		里美運動公園整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業	市	
		中学生海外研修派遣事業	市	
		中学生 English Camp 事業	市	

(3) 計画-2 (特定市町村 (旧金砂郷町))

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設大規模改造事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 集会施設 体育施設	集会施設整備事業	市	
		大方運動公園整備事業	市	
		大里ふれあい広場整備事業	市	
		金砂郷地区児童送迎事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業	市	
		中学生海外研修派遣事業	市	
		中学生 English Camp 事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）では、国・県道が整備された地域は、生活環境が整備されていますが、幹線道路から離れた集落では、生活道路の整備が必要な場所も多く、高齢者世帯も多いという状況が見られます。

こうした環境では、若者のUターン等の定住促進が難しいため、その対応として、里美地域（白幡台住宅団地）で、定住促進のための住宅地の販売を行ってきました。今後とも、若い世代の定住環境を整備する必要があります。

また、本地域は人口減少も進んでいることから、今後、地域コミュニティを維持し、住民が安心・安全に生活できるまちづくりが求められます。そのため、自立的な地域コミュニティの形成に向けた取組みを推進し、地域の活性化を図る必要があります。

(2) その対策

- ① 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、町会等が行う地域の活性化に向けた自主的・自発的な活動を支援するとともに、活動に必要な施設整備を行います。
- ② 新たな地域コミュニティとして、地域の様々な団体が一体となって活動する自治活動組織づくりを支援します。

(3) -1 計画（過疎地域）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	山田地域交流センター建設事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町会活動支援交付金事業	市	
		コミュニティ活動支援交付金事業	市	

(3) -2 計画（特定市町村（旧金砂郷町））

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	町会活動支援交付金事業	市	
		コミュニティ活動支援交付金事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

社会構造の変化や個人意識の多様化、少子化の進行等に伴い、地域コミュニティの衰退や地域の伝統文化等の風化が危惧されていることから、地域住民が主体となって、地域資源を発見・認識し、暮らしや地域を見つめ直すエコミュージアム活動を通じて、地域への愛情と誇りを持てる人を育て、活力ある地域づくりを進めるため、その活動が住民主導型の活動となるよう、支援していく必要があります。

本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、東金砂神社と西金砂神社に伝承されている県指定無形民俗文化財の田楽舞をはじめ、72年に一度の大祭礼、6年に一度の小祭礼等の伝統行事がありますが、少子高齢化、人口減少の影響等により、その継続が年々困難な状況になりつつあるのが現状です。

地域に存在する文化財は、その地域を知るためには欠かすことができないものとして、その保存を図りながら、地域と一体となって公開等の活用を進めていく必要があります。

また、本地域（特定市町村（旧金砂郷町）含む）には、工芸交流センター楓（金砂郷地区）、郷土文化保存伝習施設（こしらえ館）（水府地区）等の施設もあり、地域の文化活動や都市農村交流等の活動施設として有効な活用を図る必要があります。

(2) その対策

- ① エコミュージアム活動を推進し、地域活動を支援します。
- ② 地域に残る貴重な文化財や伝統文化の記録と保存・活用に努めます。
- ③ 地域の文化活動の拠点となる施設の有効活用を進めます。

(3) -1 計画（過疎地域）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域 文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	里美文化センター修繕事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	
		エコミュージアム推進事業	市	

(3) -2 計画（特定市町村（旧金砂郷町））

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域 文化の振興 等	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	
		エコミュージアム推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

1.2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

豊かな自然環境は、地域活性化の有効な資源となることから、脱炭素社会の実現に向けて、現在稼働している水力発電施設や風力発電施設の他、農林業等と連携したバイオマス資源の利用推進、地域エネルギーとしての小規模水力発電や更なる風力発電施設の活用等、未利用資源の活用等を図ることが必要です。併せて、住民の再生可能エネルギー利用等を促す施策を進めることも重要です。

(2) その対策

- ① 現在稼働している風力発電施設の維持管理を行います。
- ② 住民の太陽光発電設備設置やクリーンエネルギー自動車購入等に対して補助を行います。

(3) -1 計画（過疎地域）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	風力発電事業	市	
		エコファミリー支援事業	市	

(3) -2 計画（特定市町村（旧金砂郷町））

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1.1 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	エコファミリー支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

常陸太田市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、当計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

過疎地域持続的発展特別事業（過疎地域）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住地域間交流	定住促進事業	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		空き家リフォーム助成金交付事業	市	
		姉妹・友好都市交流事業	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・第6次産業化 観光 企業誘致 その他	商工振興事業 ・自治振興金融利子補給金 ・商工会運営補助等	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		UIJターン起業・創業者等支援	市	
		観光事業 (奥久慈トレイル・竜神アウトドア)	市・観光物産協会	
		観光振興事業 (イベント事業等)	市・観光物産協会	
		観光施設管理運営事業	市	
		中小企業ビジネス支援	市	
		有害鳥獣等被害防止対策事業	市	
		中山間地域等直接支払推進事業	市	
		協働の森林(杜)づくり事業	市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 道路施設維持	地方バス路線維持費補助	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		予約型乗合タクシー運行事業	市	
		高校生バス通学用定期券購入助成事業	市	
		交通空白地有償運送運行補助事業	市	
		高齢者バス利用促進事業	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境 危険施設除去 防災・防犯	公共施設等解体撤去事業（森林バイオマスリサイクルセンター）	市	当該施策は地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		危険廃屋解体撤去費補助事業	市	
		ハザードマップ作成事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て 環境の確保、 高齢者等の保健 及び福祉の向上 及び増進	（8）過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	幼児バス運行事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資する ものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		放課後児童クラブ運営事業	市	
		乳児おむつ購入費助成事業	市	
		母親への情報配信システム運営事業	市	
		高齢者生産活動センター管理運営事業	市	
		在宅介護支援センター管理運営事業	市	
		買物代行サービス事業	市	
		ふれあい給食事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		緊急通報装置設置事業	市	
		介護慰労金事業	市	
		敬老祝金事業	市	
		紙おむつ助成金事業	市	
7 医療の 確保	（3）過疎地域持続的発展 特別事業 民間病院 その他	常陸大宮済生会病院運営費補助	市	当該施策は地域の 持続的発展に資する ものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		在宅当番医事業	市	
		子ども夜間診療開設事業	市	
		助産師派遣事業	市	
		24時間健康相談事業	市	
8 教育の 振興	（4）過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	遠距離通学費補助事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資する ものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		中学生海外研修派遣事業	市	
		中学生English Camp 事業	市	
9 集落の 整備	（2）過疎地域持続的発展 特別事業	町会活動支援交付金事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資する ものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		コミュニティ活動支援交付金事業	市	
10 地域 文化の振興 等	（2）過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資する ものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		エコミュージアム推進事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生 可能エネルギーの 利用の促進	（2）過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	風力発電事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		エコファミリー支援事業	市	

過疎地域持続的発展特別事業（特定市町村（旧金砂郷町））

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	（4）過疎地域持続的発展 特別事業 移住・定住 地域間交流	定住促進事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		空き家リフォーム助成金交付事業	市	
		姉妹・友好都市交流事業	市	
2 産業の 振興	（10）過疎地域持続的発展 特別事業 商工業・6次産業化 観光 企業誘致 その他	常陸秋そばオーナー制の実施	市・ 協議会	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		商工振興事業 ・自治振興金融利子補給金 ・商工会運営補助等	市	
		UIJターン起業・創業者等支援	市	
		観光振興事業 （イベント事業等）	市	
		観光施設管理運営事業	市	
		観光施設管理事業 （金砂ふるさと体験交流施設かなさ笑 楽校）	市	
		中小企業ビジネス支援	市	
		有害鳥獣等被害防止対策事業	市	
		常陸秋そば振興補助	市	
		中山間地域等直接支払推進事業	市	
3 地域に おける情報 化	（2）過疎地域持続的発展 特別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	（9）過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通 交通施設維持	地方バス路線維持費補助	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		予約型乗合タクシー運行事業	市	
		高校生バス通学用定期券購入助成事業	市	
		高齢者バス利用促進事業	市	
		道路維持事業	市	
5 生活環境の整備	（7）過疎地域持続的発展 特別事業 危険施設除去	危険廃屋解体撤去費補助事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進	（8）過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	幼児バス運行事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		放課後児童クラブ運営事業	市	
		乳児おむつ購入費助成事業	市	
		母親への情報配信システム運営事業	市	
		在宅介護支援センター管理運営事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		買物代行サービス事業	市	
		ふれあい給食事業	市	
		外出支援サービス事業	市	
		緊急通報装置設置事業	市	
		介護慰労金事業	市	
敬老祝金事業	市			
7 医療の確保	（3）過疎地域持続的発展 特別事業 民間病院 その他	紙おむつ助成金事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		在宅当番医事業	市	
		子ども夜間診療開設事業	市	
		助産師派遣事業	市	
		24時間健康相談事業	市	
8 教育の振興	（4）過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	金砂郷地区児童送迎事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		遠距離通学費補助事業	市	
		中学生海外研修派遣事業	市	
		中学生English Camp 事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の 整備	（2）過疎地域持続的発展 特別事業	町会活動支援交付金事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		コミュニティ活動支援交付金事業	市	
10 地域 文化の振興 等	（2）過疎地域持続的発展 特別事業 地域文化振興	文化財保護事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		エコミュージアム推進事業	市	
11 再生 可能エネル ギーの利用 の促進	（2）過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	風力発電事業	市	当該施策は地域の 持続的発展に資す るものであり、その 効果は将来に及ぶ ものである。
		エコファミリー支援事業	市	

常陸太田市過疎地域持続的発展計画

令和3年9月

発行 常陸太田市

編集 企画部 企画課

TEL 0294-72-3111（代表）

URL <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>